

議第208号 ふるさと産品加工施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、ふるさと産品加工施設のうち海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センターほか3施設の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額^{かい}について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間等区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

(1) 海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センター

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
産品販売所	1月につき	1.2	60,000	72,000

(2) 姫ひじき塩の家

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
製塩施設	1月につき	1.2	36,000	43,200
製塩倉庫	1日につき	1.5	200	300
製塩体験施設	1回	1.2	5人までは3,500円、6人目以降は一人当たり500円	5人までは4,200円、6人目以降は一人当たり600円

(3) 豊浜水産加工センター

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
海草下処理室	1日につき	0.7	1,200	840
魚介類下処理室	1日につき	0.7	1,200	840
加工室	1日につき	1.2	1,200	1,440
こん包室	1日につき	0.8	1,200	960

(4) 豊ふれあい農産加工センター

施設区分	時間等区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
主調理室，下調理室，製品包装室及び控室	9:00～13:00	1.2	1,200	1,440
	13:00～17:00	1.2	1,200	1,440

	17:00~ 22:00	1.2	1,500	1,800
--	-----------------	-----	-------	-------

3 施行期日

令和2年4月1日